

## Ⅱ 学力基準

鹿児島大学の授業料免除制度選考要領に基づく学力基準は次のとおり。

学部	本学で別に定める標準単位数を修得し、かつ、学業成績指数(*1)が2.0以上であること。 ただし、1年次の最初の期は、入学試験の合格をもって適格とする。
研究科 ( <u>連合農学研究科を除く</u> )	
連合農学研究科	主指導教員による学業成績評価がAであること。 ただし、1年次の最初の期は、入学試験の合格をもって適格とする。

\*1 学業成績指数は、以下のとおり算出するものとする。なお小数点第2位以下の端数が生じたときはその端数を切り捨てる。

$$\text{学業成績指数} = (\text{秀(A)・優(B)の単位数} \times 3 \text{点} + \text{良(C)の単位数} \times 2 \text{点} + \text{可(D)の単位数} \times 1 \text{点}) \div \text{合計修得単位数}$$

- ① 附属幼稚園及び附属特別支援学校の高等部における学力基準は、附属幼稚園及び附属特別支援学校において別に定めるものとする。
- ② 母子・父子世帯に属する者、申請者本人が障害者である者等は、要件を多少緩和する。
- ③ 学部生においては、国の「高等教育の修学支援新制度」が定める授業料等減免制度の対象とならない私費外国人留学生及び当該制度によらない本学の授業料免除（経過措置、特例措置等）の対象者が申請する場合にこの学力基準を適用する。